

令和3年6月14日

各都道府県・政令市産業廃棄物担当部（局） 御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

水銀温度計等の回収促進に向けた協力について（依頼）

平素より、産業廃棄物行政に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

平成29年8月に発効した水銀に関する水俣条約では、水銀の供給、使用、排出、廃棄等の各段階で総合的な対策に取り組むことにより、水銀の人為的な排出を削減し、地球的規模の水銀汚染の防止を目指すこととしており、廃棄の段階においては、その水銀廃棄物を環境上適正な方法で管理することとされています。

教育機関等で使用されている水銀温度計及び水銀血圧計等（以下「水銀温度計等」という。）は、液体の金属水銀を含有しているため、その取扱いには注意が必要で、使用されなくなった後の退蔵品については、第189回国会において採決された「水銀による環境の汚染の防止に関する法律案に対する附帯決議」においても、「将来的な不適正処理のリスクを低減するため短期間に集中的に回収・処分していくことが望ましい」ことが示されています。また、令和2年末には、水銀使用製品の製造及び輸出入が原則禁止され、これにより廃棄物から回収される水銀の需要が低下することから、水銀温度計等を始めとする水銀使用製品廃棄物の処理費用の高騰が予想されています。

このような状況下において当省では、今年度も引き続き下記のとおり、地方公共団体等が行う水銀温度計等の回収を支援するための事業（以下「回収促進事業」という。）を実施し、教育機関等が水銀温度計等の回収・処分を行う際の計画策定等に関する問合せ対応を行っています。

つきましては、各都道府県産業廃棄物担当部（局）におかれましては、各都道府県教育委員会及び各都道府県私立学校\*主管部課に、各政令市産業廃棄物担当部（局）におかれましては、各政令市教育委員会に、回収促進事業について周知していただきますようお願いいたします。また、各教育委員会・私立学校主管部課を通じて所管の学校へも周知をお願いします。（※私立学校の対象は、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校とします。）

また、各都道府県産業廃棄物担当部（局）が各都道府県教育委員会に対して周知する際は、貴管内の政令市（廃棄物処理法施行令第27条に定める指定都市等をいう。）を除く市町村教育委員会に回収促進事業について周知する旨も、併せて依頼していただきますようお願いいたします。

ます。

なお、本依頼については、文部科学省担当部局と協議済みであることを申し添えます。

また、教育委員会等を対象とする水銀温度計等の回収に係るアンケート調査を冬頃に別途実施する予定ですので、御協力をお願いします。

## 記

- 水銀温度計等の回収全般に関する技術的な助言等による支援（回収促進事業）について環境省事業において、教育機関等からの水銀温度計等の回収全般に関する問合せに対して、技術的な助言等による支援を行っている電話相談窓口を、以下のとおり設けておりますので御活用ください。

### 【電話相談窓口】

請負者：株式会社リーテム

電話：03-5256-7041

担当：サステイナビリティ・ソリューション部 菅間、本間、柳

対応期間：令和4年3月25日まで

支援内容：水銀温度計等の回収全般に関する技術的な助言等

\*株式会社リーテムは、水銀温度計等の回収・処分を請け負うものではなく、処分に当たっての計画策定等について支援するものであることに御留意ください。

### (参考資料)

教育機関等が保有する代表的な水銀使用製品例や回収事業計画図については、別紙を御参考にしてください。

また、これまでに各地域で実施された水銀温度計等回収事業事例集及び水銀使用製品の回収についてのリーフレットを、環境省ホームページに掲載していますので、こちらも併せて御参考にしてください。

- ・教育機関等に退蔵されている水銀使用製品回収事業事例集

URL：[http://www.env.go.jp/recycle/h3003\\_guide4.pdf](http://www.env.go.jp/recycle/h3003_guide4.pdf)

- ・水銀使用製品の回収についてのリーフレット

URL：[http://www.env.go.jp/recycle/h3003\\_guide2.pdf](http://www.env.go.jp/recycle/h3003_guide2.pdf)

### 【本件問合せ先】

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課特別廃棄物調査係 寺西、筒井

電話：03-5501-3157

メール：[hairi-tekisei@env.go.jp](mailto:hairi-tekisei@env.go.jp)

以上